公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２１９号
埼玉県八潮市大字柳之宮78番地１グランシードＫＡＮＯ－Ｂ203
債務者　諸原延幸こと　諸　　延幸
１　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２６５号
埼玉県春日部市南中曽根658番地８
債務者　岡本ゆりか（旧姓月岡）
１　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３１３号
埼玉県三郷市彦音１丁目40番地１　スカイハイツＤ号室
債務者　幕田　　博
１　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３２４号
埼玉県越谷市蒲生２丁目８番８号　ローゼンハイム201号
債務者　小野　由香（旧姓阿佐美）
１　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３８６号
埼玉県越谷市大字大房721番地18
債務者　田村千亜紀
１　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１５９号
埼玉県深谷市南阿賀野63番地14
債務者　松尾　　薫
１　決定年月日時　平成22年７月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３６２号
千葉県船橋市本町２丁目16番15号
債務者　葛生　博己
１　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６６０号
千葉市若葉区大宮町1303番地37
債務者　関　　盛彰
１　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６８４号
千葉県船橋市習志野台３丁目13番２棟202号
債務者　伊藤　晶子
１　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７４８号
千葉県八千代市島田台819番地８
債務者　長岡　博志
１　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７８４号
千葉県船橋市本町３丁目３番８―901号
債務者　加藤　きみ
１　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８０２号
千葉市中央区登戸１丁目22番31―505号
債務者　島　　正生（旧姓峯尾）
１　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８１８号
千葉県船橋市高根台３丁目３番247棟307号
債務者　佐藤　豊子
１　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８２４号
千葉市若葉区原町921番地12
債務者　浅川はるみ
１　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８３２号
千葉県八千代市村上1113番地１　１街区16棟301号
債務者　田中　裕二
１　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３７号
千葉県東金市東上宿25番地２　２号棟
債務者　多田野よし子
１　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１５号
千葉県香取市佐原イ138番地
債務者　吉岡　　稔
１　決定年月日時　平成22年７月13日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２２年（フ）第１５５号
愛知県刈谷市小山町２丁目２番地16　ハウスビアン205号
債務者　木原　　巧
１　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係